

ID: 72

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町社会体育施設条例施行規則 第8条ただし書(第12条第2項において適用する場合を含む。)		
例規番号	平成15年 教育委員会規則第2号		
<p>【根拠条文】 (使用者等の遵守事項) 第八条 使用者又は入場者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、施設の保護と危険防止に最善の注意を払わなければならない。ただし、教育委員会が用途又は目的を妨げないと認め、許可した場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用を許可された施設又は備品以外は使用しないこと。 二 入場を制限された場所には立ち入らないこと。 三 みだりに火気を使用し、又は危険を犯すおそれのある行為をしないこと。 四 物品の販売若しくは陳列をし、又は広告類の掲示若しくは配布する行為をしないこと。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日